

2022 年度春学期 サークル各種手続きについて

【目次】

1. 公認サークル継続・新規設立申請手続きについて……………	1
2. 課外活動補助金申請について……………	3
3. 部室について……………	4
4. その他……………	7

1. 公認サークル継続・新規設立申請手続きについて

①概要

早稲田大学のサークル「公認」資格は年度更新となっています。公認サークルを次年度も継続したい、または公認サークルを新規で設立したい場合、指定の期間に所定の手続きを行う必要があります。「公認」資格を継続しないサークルは公認サークルではなくなり、2022年7月1日以降、各種便宜供与（学生会館の使用等）が受けられなくなります。

なお、2022年度の公認サークル継続・新規設立申請は、昨年度と同様に一部の手続きを除き、web申請となります。以下の内容を必ず確認の上、漏れのないように手続きを行ってください。

②サークル講習会について

公認サークルの継続および新規設立を申請する場合、また、課外活動補助金の申請を希望する全ての個人・サークルは、サークル講習会への参加が必須となります。2022年度のサークル講習会は感染症対策として、Zoomにて開催します。サークル三役は、MyWasedaの申請フォームから参加希望日・参加者の情報を入力してください。申請のあったサークルの三役および参加者にZoomのURLを通知します。

【サークル講習会】 （各回40分～60分程度の予定）

- (1) 開催日時：2月25日（金）15時～
3月1日（火）15時～
3月3日（木）15時～

※各回、10分前から参加可能です。

※途中参加は不可とします。サークル講習会開始後は入室を許可しません。

※出席確認ができないサークルは3月7日（月）からの継続および新規設立の申請ができません。

- (2) 申請方法：MyWasedaの申請フォームから必要事項を入力してください。

- ・公認継続サークル用URL：(2月1日10時申請開始)

<https://my.waseda.jp/application/detail/application-detail?communityContentLinkId=431639942>

- ・新規設立サークル用URL：(2月1日10時申請開始)

<https://my.waseda.jp/application/detail/application-detail?communityContentLinkId=431639946>

- ・補助金のみ申請のサークル用URL：(2月1日10時申請開始)

<https://my.waseda.jp/application/detail/application-detail?communityContentLinkId=431639947>

※サークル三役の内、1名が申請してください。

(3) 申請期間：2月1日（火）10:00～2月10日（木）16:59

(4) 申請者：以下のとおり申請権限を付与します。

- ・公認継続サークル：1月31日（月）時点で大学に登録されている三役
- ・新規設立サークル：1月31日（月）時点の正規生
- ・補助金のみ申請のサークル：1月31日（月）時点の正規生

(5) 参加者：原則、三役のうち1名以上が参加してください。

③公認サークル継続・新規設立申請について

2022年度の公認サークル継続・新規設立申請においては、一部の手続きを除き、オンラインで行い、会長やサークル会員の署名・捺印を省略します。

(1) 申請方法：MyWasedaの申請フォームから必要事項を入力してください。

- ・公認継続サークル用URL：

<https://my.waseda.jp/application/detail/application-detail?communityContentLinkId=435808687>

- ・新規設立サークル用URL：

<https://my.waseda.jp/application/detail/application-detail?communityContentLinkId=437043864>

- ・補助金のみ申請のサークル用URL：

<https://my.waseda.jp/application/detail/application-detail?communityContentLinkId=437012222>

※サークル三役の内、1名が申請してください。

(2) 申請期間：3月7日（月）10:00～16日（水）16:59

(3) 申請者：以下のとおり申請権限を付与します。

- ・公認継続サークル：3月4日（金）時点で大学に登録されている三役
- ・新規設立サークル：サークル講習会の参加申請時に登録した三役
- ・補助金のみ申請のサークル：サークル講習会の参加申請時に登録した三役

※新規設立を希望する学術院承認サークルは、申請期間前に所属の学術院事務所まで相談してください。

④サークルの会長について

これまで公認サークル継続・新規設立申請の際に必要としていた会長の署名・捺印は省略しますが、従来どおり、申請内容のサークル会長の確認が必要となります。MyWasedaの申請フォーム内に格納されている書式（エクセル）に必要事項を入力の上、会長に送付してください。

(1) 確認方法：MyWasedaの申請フォーム（P2 1-③のURLを参照）内に格納されている書式に必要事項を入力の上、サークル会長にメール等で確認を依頼してください。

(2) 確認期間：3月7日（月）～16日（水）

※会長の兼務について

公認サークルの会長の兼務は、2サークルまでとなります。ただし、「学生の会」「学生稲門会」「学術院承認サークル」については、同一種類の会長を兼ねることはできません。また、教授（任期付）および准教授（任期付）が会長となることができるのは、1つの公認サークルとなります。

⑤「サークル会員名簿」の提出について

サークル三役の内の1名がエクセルで作成した「サークル会員名簿」を提出の上、各サークル会員が所属サークルをMyWasedaから申請することで、サークル会員の署名・捺印を省略します。サークル会員には、三役から申請方法および申請期間を伝達してください。

(1) 【サークル三役対応】「サークル会員名簿」提出方法：

MyWasedaの申請フォーム（P2 1-③のURLを参照）内に格納されている書式にサークル会員の情報を入力の上、申請フォームから名簿を提出してください。

(2) 【サークル三役対応】「サークル会員名簿」提出期間：

公認サークル継続・新規設立申請時に、新2年生（現1年生）以上の会員名簿を提出してください。
3月7日（月）10:00～16日（水）16:59

また、以下の日時より2022年度の新入生を含めた追加提出を受け付けます。

4月11日（月）10:00～4月25日（月）16:59

※5月以降も毎月、提出期間を設定します。

(3) 【サークル会員対応】所属サークルの申請方法：

「サークル会員名簿」に記載のサークル会員に申請権限を付与します。各サークル会員はMyWasedaの申請フォームから所属のサークル名を入力してください。申請フォームのURLは三役宛に通知しますので、サークル員に共有してください。

※公認サークルの設立要件について

「サークル会員名簿」に記載があっても、所属のサークル会員から登録申請がない場合、サークル会員としてカウントされません。公認サークルの設立要件である「早大生のみで21名以上、かつ2学部以上にまたがって構成員があること」を満たしていない場合、公認サークルの継続ができなくなりますので、注意してください。（設立要件は4月30日（土）までに満たしてください。）

(4) 【サークル会員対応】所属サークルの申請期間：

「サークル会員名簿」に記載の学生は以下の日時より申請を受け付けます。

4月11日（月）10:00～4月25日（月）16:59

※5月以降も毎月、申請期間を設定します。

⑥「会計報告書」の提出について

公認サークルを継続・新規設立するためには、MyWasedaの申請と併せて2021年度（2021年4月1日～2022年3月31日）の「会計報告書」および領収書を提出する必要があります。

(1) 「会計報告書」提出方法：MyWasedaの公認継続あるいは新規設立申請フォームから書式をダウンロードの上、必要事項を入力し、期間内に郵送または学生生活課＜課外デスク＞窓口へ提出してください。

また、領収書の提出が必要なサークルは、「会計報告書」3枚目の領収書貼付用紙を印刷の上、領収書を貼り付け、期間内に郵送または学生生活課＜課外デスク＞窓口へ提出してください。

(2) 「会計報告書」／領収書 提出期間：4月1日（金）～4月6日（水）

(3) 郵送先：〒162-8644 新宿区戸山1-24-1 早稲田大学学生生活課＜課外デスク＞

※封筒に「会計報告書在中（サークル名）」と付記してください。

※郵送事故等は勘案できません。また、学生生活課から受領の連絡は行いません。到着状況の確認を希望するサークルは「特定記録」や「レターパック」等の利用を推奨します。

※送料はサークル負担となります。

⑦結果発表について

6月中旬に学生生活課webサイトに2022年度公認サークルの一覧を掲出します。

2. 課外活動補助金申請について

①概要

課外活動補助金とは、あらかじめ申請した講演会、演劇・演奏公演、スポーツ大会、遠征等のイベントに対して、各サークルの補助金年度予算を上限として、その経費の半額を交付する制度です。

課外活動補助金を希望するサークルは、「[課外活動補助金申請要項（2022年度）](#)」を熟読し、上記公認サークルの継続および新規設立申請の手続き時に併せて申請してください。

※課外活動補助金申請には、「サークル講習会」（P1 1 - ②を参照）の参加が必須となります。

②公認サークル以外の団体、または個人が申請する場合

MyWasedaの申請フォーム（P2 1 - ③のURLを参照）から必要事項を入力してください。

③結果発表について

6月中旬に学生生活課webサイトに2022年度課外活動補助金決定コース・年間予算額・対象イベントの一覧を掲出します。

3. 部室について

①部室使用基準について

(1) 学生の会

学生の会には原則「単独部室」が割り当てられ、毎年「公認」資格継続の申請をすることで、その使用を続けることができます。したがって、すでに学生の会のサークルは「学生の会設立申請書」および「単独部室使用申請書」の提出は不要です。ただし、前年度に「合宿・遠征届」、「活動報告書」、「イベント実施報告書」のいずれも提出しなかったサークルについては、その使用が制限され、曜日指定部室利用（週3日利用）に変更されます。

(2) 同好会・学術院承認サークル・学外NPO等に所属するサークル

学生の会ではない公認サークルは、条件を満たすことで「曜日指定部室」を使用することができます。

②単独部室を新規で使用するための条件

同好会、学外 NPO 等に所属するサークル・学術院承認サークルは、以下の条件を満たし、大学が認めた場合に単独部室の使用ができます。

(1) 同好会の場合

以下の条件を満たし、学生の会へ昇格すること。

- ・ 同好会として 5 回以上連続して「公認」資格継続の申請をし、その後さらに 5 回以上連続して「学生の会設立申請書」を所定の期間中に学生生活課へ提出していること
- ・ 前年度に「合宿・遠征届」、「活動報告書」、「イベント実施報告書」のいずれかを年度内1回以上提出しており、かつ、申請期間中毎年提出していること
- ・ 設立の趣旨および会の活動運営等について、特に問題のないこと
- ・ 学生の会昇格にふさわしいサークルであること

(2) 学外 NPO 等に所属するサークル・学術院承認サークルの場合

以下の条件を満たすこと。

- ・ 公認サークルとして 5 回以上連続して「公認」資格継続の申請をし、その後さらに 5 回以上連続して「単独部室使用申請書」を「公認」資格継続手続き期間中に学生生活課へ提出していること
- ・ 前年度に「合宿・遠征届」、「活動報告書」、「イベント実施報告書」のいずれかを年度内1回以上提出しており、かつ、申請期間中毎年提出していること
- ・ 設立の趣旨および会の活動運営等について、特に問題のないこと

※「学生の会設立申請書」および「単独部室使用申請書」の提出申請を希望するサークルは、継続申請期間中（3月7日（月）～16日（水））に以下まで申請希望の旨をご連絡ください。申請要件を満たしている場合、申請書を送付します。

連絡先：kkd@list.waseda.jp

メールの件名：以下のいずれかとしてください。

「学生の会設立申請書」希望（サークル名）／ 「単独部室使用申請書」希望（サークル名）

③単独部室を継続して使用するための条件

- ・ 公認サークルであること。
- ・ 前年度に「合宿・遠征届」、「活動報告書」、「イベント実施報告書」のいずれかを1回以上提出していること（いずれも提出しなかった場合には、週3日利用の曜日指定部室へ変更）。

④曜日指定部室について

(1) 使用可能日数

以下のような条件に応じて、使用可能日数が異なります（最長週3日）。

<3日使用>：10回以上連続して、「公認」資格継続の申請をしていること

<2日使用>：5回以上連続して、「公認」資格継続の申請をしていること

<1日使用>：2回以上連続して、「公認」資格継続の申請をしていること

※いずれの場合でも、曜日指定部室の使用を希望する前年度に、「合宿・遠征届」、「活動報告書」、「イベント実施報告書」のいずれかを年1回以上提出している必要があります。

(2) 申込方法

2022年度の曜日指定部室について、2022年度も「公認」資格を継続することを前提に、学生生活課の窓口にて申し込みを受け付けます。各サークルの使用権利日数は、2月下旬に学生生活課のホームページに掲載します。なお、2022年度は窓口での混雑を避けるため、各サークルの窓口受付日時を指定しての受け付けとします。詳細は2月中旬に学生生活課ホームページに掲載する「2022年度曜日指定部室の手続きについて」をよく確認してください。

1. 申込期間：

申請フォームでの一次受付：2月21日（月）～2月25日（金）23：59まで

※申請フォームの URL は2月中旬に学生生活課ホームページに掲載する「2022年度曜日指定部室の手続きについて」に掲載します。

※曜日指定部室は限りがあるため、定数に達した場合は申込可能期間であっても受付を終了します。その場合、予備受付は行いませんので、一次受付は必ず行ってください。

学生生活課3番カウンターでの二次受付：3月9日（水）・3月10日（木）10：00～16：00

※申請状況により、受付時間は変更となる場合があります。

予備受付：3月11日（金）～3月17日（木）10：00～16：00 ※事務所閉室日は除く

※学生生活課3番カウンターでの二次受付の順番は、抽選により決定します（申請フォームの申請順ではありません）。決定した順番は3月2日（水）（予定）に学生生活課ホームページで発表しますので、必ず確認してください。

※

※申請フォームでの一次受付を行ったが、3月9日（水）・3月10日（木）に手続きを行わなかったサークルおよび、申請フォームでの一次受付を行わなかったサークルについては、3月11日以降に先着順で受け付けます（予備受付を実施した場合）。

2. 申込場所：学生生活課3番カウンター

(3) 注意事項

- ・ 曜日指定部室の割り当ては、3月2日（水）（予定）に学生生活課ホームページで発表する番号順（3月11日以降は先着順）に決定します。予定数に達した場合、3日使用権限がある場合でも、2日もしくは1日使用の部室割り当てになることがあります。
- ・ 割当予定の部室は、学生会館の運営状況によって変更する場合があります。
- ・ 手続き者は、2021年度にサークル会員として登録されている者に限ります。未登録者は手続きできません。
- ・ 手続きの際には、学生証が必要になります。忘れた場合は手続きできません。
- ・ 申請書の中に、現幹事長の氏名・所属学部・学年・学籍番号・連絡先（携帯電話・Wasedaメールアドレス）の記入欄があります。

あらかじめ把握しておくとともに、幹部が交代している場合は「届出事項変更願」を事前に提出してください。

4. その他

サークル名称の変更を希望する場合は、公認サークル継続申請期間中（3月7日（月）～16日（水））に以下まで申請希望の旨をご連絡ください。申請書を送付します。なお、サークル名は原則、登録してから3年間は変更できません。

連絡先：kkd@list.waseda.jp

メールの件名：サークル名称変更希望（現サークル名）

以 上